

補 導 活 動 要 領 (H22.4改訂版)

少年補導員 〔 大 津 警 察 署 長 委 嘱 (大津少年センター管内)
大津北警察署長委嘱 (大津市堅田少年センター管内)
少年補導委員 大津市教育委員会委嘱

「補導」とは・・・

「あやまちを補い、正しい道に導く」「足りないところを補い助ける」ことだといわれています。具体的には、問題を起こしそうな少年、問題を起こした少年に対して、できるだけ早く接触し、悪の芽を摘み取り、正しい方向に向くよう働きかけ、**少年が自ら向上・立ち直りへの努力をしていくことを支援していくという意味があります。**

1 少年補導の必要性

初めて悪いことをしたときに、ほとんどの少年が「見つからないだろうか」「つかまらないだろうか」などと不安になったり、心配したりします。また、「やらなければよかった」と後悔したりもします。しかし、何回も悪いことを重ねていると、「悪いことを悪い」と感じなくなり、平気で繰り返すようになってしまいます。

このことから、問題性があるなど気になる少年は、できるだけ早く発見して、二度と問題行為を繰り返さないよう、適切な注意・指導・助言を行うこと、「早期発見・早期補導」が重要になってきます。

街頭補導や少年相談は、警察官が日常業務として実施されていますが、地域の実情を良く知っておられる少年補導(委)員や諸団体の方々、学校の先生など地域と結びついた少年補導活動を行ってこそ大きな効果が期待できるといえるのです。

2 地域協力活動の必要性

少年問題は、あらゆる関係機関、団体等との密接な連携の下に行われることが重要であることはいままでもありません。とりわけ非行少年等の補導活動や環境浄化活動は、地域社会に密着した問題が多く、地域協力活動の必要性があります。また、地域協力活動は、少年問題の解決を図るばかりでなく、実際活動に携わる協力者はもとより、一般地域住民の少年問題に関する関心や連帯意識を高める上でも大きな効果があります。

◎滋賀県青少年の健全育成に関する条例第5条

「すべて県民は、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為および環境から青少年を守るとともに、地域社会において相互に連携する等それぞれの立場において、青少年の健全育成にふさわしい環境をつくるように努めなければならない。

3 少年補導(委)員活動の法的基盤

◎少年法第6条第1項

家庭裁判所の審判に付すべき少年を発見した者は、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

◎児童福祉法第25条

要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通

告しなければならない。(略)

このような通告義務は、単に少年補導(委)員の義務としての法規定ではありません。しかし、少年補導に熱意のある方として委嘱された立場から、より以上に法の趣旨を理解されて非行防止対策を推進していただきたいと思います。

4 少年補導(委)員の任務と活動基準

- (1) 非行少年等の早期発見、補導及び必要な継続補導に関すること。
- (2) 少年の保護及び相談に関すること。
- (3) 少年の健全育成に支障を及ぼす有害環境の浄化に関すること。
- (4) 非行防止のための広報啓発に関すること。 など

活動基準は

- ◎ 街頭補導に当たって、主として不良行為少年の発見補導に当たる。原則として非行少年の補導には当たらず、これらの少年を発見したときは最寄りの警察等に連絡する。
- ◎ 助言指導で足りる程度の少年相談も行うが、その相談の過程において警察の相談に任せることが適当と認められるものについては、速やかに関係警察署等に連絡する。

5 少年補導(委)員の心がまえと留意点

少年補導(委)員には法的権限は付与されていません。民間人の立場でその持ち味を生かした活動が期待されていますので、関係者の人権を尊重することはもちろんのこと、警察を背景に権力的な態度で接することのないよう十分注意する必要があります。

- (1) 平素から居住地域内の少年の健全育成に配意し、補導、保護を要する少年や有害環境の把握に努め、適切な措置が講じられるよう、警察や少年センターに連絡する必要があります。
- (2) 日常生活を通じて接する居住地域の少年の状況や環境浄化の問題についても関心をもち、地域の実情に合わせた具体的な活動を展開することが大切です。
- (3) 適切な活動を行うためには、警察や少年センター及び少年補導(委)員相互の緊密な連携が必要です。
- (4) 少年補導活動中は、何時どのような危害や災害を受けるかもしれません。危険が予想されるような場合には、少年補導(委)員において処理するのではなく、最寄りの警察署・交番・駐在所等に連絡して処理を依頼するなど、極力、補導活動中の事故防止に努めてください。

補導中の事故を防止するために

- ◎ 街頭補導は最低2人以上で行う。
- ◎ 補導中は少年の動向に注意し、危険を感じた場合は補導を打ち切る。
- ◎ 補導中の交通事故による受傷事故の防止に注意する。

この補導活動要領は、平成21年3月滋賀県警察本部生活安全部少年課発行の「少年補導の手びき」を参照して、大津少年センターにおいて編集いたしました。